

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 少額減価償却資産の取得価額の判定(事務机と椅子)

##### 《内容》

A社は、資本金2億円の食品製造業を営んでいる法人ですが、このたび、本社移転に伴い、本社勤務の社員全員(60名)の事務用の机及び椅子を取り換えました。購入単価は、1名当たり14万円(事務机9万円、椅子5万円)で、総額840万円でした。

このような場合、①事務机及び椅子はそれぞれ別個の資産として捉えますと、いずれも購入単価が10万円未満であることから少額減価償却資産に該当することになりますが、逆に、②使用形態からして事務机と椅子はセットで機能することから1セットで捉えますと、購入単価は14万円となり、少額減価償却資産に該当しない、ことになりますが、いずれの捉え方が正しいのか教えてください。

### 『答』

法人税法施行令133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は同133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定を適用する場合において、取得価額が10万円未満又は20万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定することとされていますので、ご質問における取得価額の捉え方としては、①が妥当し、事務机(1個当たり取得価額9万円)及び椅子(1個当たり取得価額5万円)は、いずれも取得価額が10万円未満で、少額の減価償却資産に該当することになります。

#### (解説)

1 法人税法施行令133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は同133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定を適用する場合において、取得価額が10万円未満又は20万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定することとされています(法基通7-1-11)。

なお、この取扱いは、租税特別措置法67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定を適用する場合における取得価額が30万円未満であるかどうかについても同様です(措通67の5-2)。

2 ご質問のケースで本社移転に伴い一括購入した事務机及び椅子は、通常は1個の机と1個の椅子がセットとなって使用されることから、ご質問の②の考え方のように「事務机と椅子の1セットで考えるべき」との捉え方もあろうかとは思われます。

しかしながら、上記1の取扱いのポイントは、「使用される単位ごと」ではなく「取引される単位ごと」に判定することにあるものと解されます。

そうしますと、事務机と事務用の椅子は、応接セットのようにセットで取引されるものではなく、それぞれ別個に取引されるのが通常ですから、取得価額が10万円未満であるかどうかは、事務机及び椅子それぞれ個別に判定するのが相当と考えます。

3 また、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の細目を見ますと、「応接セット」が一の減価償却資産として掲げられているのに対して、「事務机」及び「事務いす」はそれぞれ別個の資産として掲げられています。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。

予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。